



平成27年4月11日

各 位

会 社 名 株式会社オークワ
代 表 者 名 代表取締役社長兼COO 神 吉 康 成
(コード番号 8217 東証第一部)
問 合 せ 先 常務取締役社長室長兼IR室長 福 住 哲 也
T E L 073-425-2481

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年4月11日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年5月15日開催予定の第46回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の今後の事業展開に備えるために、第2条(目的)の「発電および売電に関する事業」(19項)を「発電事業および管理・運営ならびに電気の供給、販売等に関する事業」に変更、「商品券の発行および販売ならびに電子マネーおよびその電子的価値情報の発行、販売および管理に関する事業」(20項)と「行政サービス代行、公共料金等の収納代行、集金代行および支払い代行に関する事業」(21項)を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりますので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、「第4章 取締役および取締役会」に第27条(取締役との責任限定契約)を新設及び現行第35条(社外監査役との責任限定契約)の一部を変更するものであります。なお、第27条の新設につきましては各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、上記各変更に伴い必要な条数変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 2 条 (目 的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～18. (条文を省略)</p> <p><u>19. 発電および売電に関する事業</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>20. 前各号に附帯関連する一切の業務</u></p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(新 設)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 <u>27</u>～<u>34</u> 条 (条文を省略)</p> <p>第 <u>35</u> 条 (社外監査役との責任限定契約)</p> <p>当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>第 <u>36</u>～<u>39</u> 条 (条文を省略)</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 2 条 (目 的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～18. (現行どおり)</p> <p><u>19. 発電事業および管理・運営ならびに電気の供給、販売等に関する事業</u></p> <p><u>20. 商品券の発行および販売ならびに電子マネーおよびその電子的価値情報の発行、販売および管理に関する事業</u></p> <p><u>21. 行政サービス代行、公共料金等の収納代行、集金代行および支払い代行に関する事業</u></p> <p><u>22. 前各号に附帯関連する一切の業務</u></p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p><u>第 27 条 (取締役との責任限定契約)</u></p> <p><u>当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。) との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 <u>28</u>～<u>35</u> 条 (現行どおり)</p> <p>第 <u>36</u> 条 (監査役との責任限定契約)</p> <p>当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>第 <u>37</u>～<u>40</u> 条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会 平成 27 年 5 月 15 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 5 月 15 日 (予定)

以 上